一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

２　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

３　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

以上

（別紙省略）

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第１００３号

福岡市西区今津字津本5413番地14
清算株式会社　株式会社ＬＥＶＥＬ
代表清算人　　藤池　亮一

１　　決定年月日　令和８年９月９日
２　　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社ＬＥＶＥＬ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

（１）弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

（２）弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び放棄

１　協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

２　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

３　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

以上

（別紙省略）

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第１００２号

福岡市西区今津字津本5413番地14
清算株式会社　シークレバー株式会社
代表清算人　　所崎　紀郎

１　　決定年月日　令和８年９月９日
２　　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、シークレバー株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

（１）弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする。）。

（２）弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び放棄

１　協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

２　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

３　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

以上

（別紙省略）

福岡地方裁判所第４民事部

更生手続における包括的禁止命令

令和８年（ミ）第８号

北海道北斗市萩野３５番地４
開始前会社　八潮運輸株式会社

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行

２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売

３　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権となるものに基づき、

（１）　担保の対象となる動産（以下「本件動産」という。）の処分、搬出又は現実の引渡しを受ける行為

（２）　開始前会社に対して、本件動産の使用、収益及び処分を禁止すること

（３）　本件動産をもって開始前会社に対する債権について帰属清算すること

４　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和８年９月９日

東京地方裁判所民事第２０部